

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和2年11月10日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

令和2年12月8日午前10時15分

2 公売（入札）締切日時

令和2年12月8日午前11時00分

3 公売及び開札の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

令和2年12月8日午前10時40分

6 開札の日時

令和2年12月8日午前11時00分

7 売却決定の日時

令和2年12月15日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地8

京都市下京区役所 4階会議室

9 買受代金の納付期限

令和2年12月15日正午

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を

受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、市税事務所納税室納税第1～第6担当及び収納対策担当（高額徴収担当）に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財3

2 見積価額

25,100,000円

3 公売保証金

2,510,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市山科区音羽山等地

地 番 50番18

地 目 宅地

地 積 106.33㎡

(2) 建物

所 在 京都市山科区音羽山等地 50番地18

家屋番号 50番18

種 類 居宅・事務所・車庫

構 造 鉄骨造陸屋根3階建

床面積 1階 84.18㎡

2階 78.62㎡

3階 83.21㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、JR湖西線・琵琶湖線「山科」駅から道路距離で約1.2km南東方、京阪京津線「四宮」駅から道路距離で約800m南東方に位置しています。

(2) 公売財産(1)は、間口（東側）約6m、奥行約17.7mのほぼ長方形地であり、東側6mが幅員約9mの片側歩道付舗装国道側道に等高に接面、公売財産(2)の敷地として利用されています。

(3) 公売財産(1)の東側前面道路は、京都府山科警察署への確認によれば、北行き一方通

行の国道側道へのアプローチ部分に当たり、路面上に誘導用ポストコーンが設置されているため、国道本線へ直接進入することはできません。

- (4) 公売財産(2)の建築時期は平成14年5月頃であり、昭和56年6月に施行された新耐震設計法に準拠して建築されています。また、付帯設備として電気・空調・衛生設備を備えますが、長期間使用がなされていないため維持管理の状態は劣り、居住再開においては相応の補修・更新が必要と推定されます。
- (5) 4階屋上は安全柵が設置されています。また、空調設備の室外機が設置されていますが、倒壊した状態にあり、この影響により屋上床面にあるガラス部分（3階の天窓部分）にひび割れが見受けられます。

## 6 法的規制, 利用状況等

- (1) 近隣商業地域, 準防火地域, 指定建蔽率80%, 基準建蔽率90%, 指定容積率300%, 20m第4種高度地区, 日影規制(二), 町並み型建造物修景地区
- (2) 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していません。
- (3) 所有者からの聴取等によれば、平成28年頃から令和2年10月現在まで公売財産(2)は空き家であり、1階には半解体状態の車両1台を含む動産が多数存在します。
- (4) 公売財産(2)の1階ガレージのシャッターについて、開閉の方法及び動作の確認をしていません。

## 7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産(1)及び(2)は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

TEL : 075-222-4104

(市税事務所納税室)